

岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画の策定及び ガイドラインの改定について

【要旨】

新型コロナウイルス等対策政府行動計画を踏まえ、本県においても迅速かつ効果的な対策を講じるため、「岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画」の策定及び「岩手県新型コロナウイルス等対策ガイドライン」の改定のスケジュール等について、報告します。

岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画の策定

1 策定の経緯及び趣旨

- ・ 現行の県行動計画は、平成 18 年 1 月に策定した「岩手県新型コロナウイルス対策対応方針」に基づき策定されたもので、平成 21 年 2 月に改定された国の行動計画を踏まえ、平成 22 年 9 月に全面的に見直したものの。(その後、国は、平成 23 年 9 月 20 日付けで、新型コロナウイルス (A/H1N1) への対応に係わる検証を踏まえて行動計画を改定している。)
- ・ 行動計画等の新型コロナウイルス等対策の実効性を確保するため、新型コロナウイルス等対策特別措置法 (以下「特措法」という。) が平成 24 年 5 月 11 日に公布され、本年 4 月 13 日付けで施行されたところ。国は、特措法に基づく「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」を 6 月 7 日に、また、「新型コロナウイルス等対策ガイドライン」を 6 月 26 日に公表したところ。
- ・ 特措法第 7 条の規定により、政府行動計画に基づき本県の行動計画を策定するもの。

2 計画の位置づけ

- (1) 新型コロナウイルスの発生前・発生後において、県の各部局が具体的にどのように行動するかを規定し、今後の対策の基本とするもの。
- (2) 発生が懸念された場合や実際に発生した場合には、本行動計画がベースとなって、岩手県新型コロナウイルス等対策本部において、具体的な対策が検討・決定されるもの。

3 策定にあたっての役割分担とスケジュール (別紙のとおり)

4 計画のポイント

特措法に基づく初の行動計画

特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

【従来の行動計画への追加事項】

(1) 新型コロナウイルス等対策に対する体制

ア 指定地方公共機関の役割等

- ① 指定地方公共機関とは行政機関だけでは新型コロナウイルス等対策の的確な実施は困難なことから指定地方公共機関による協力が必要。(災害対策基本法、国民保護法に準拠。)
- ② 医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医薬品卸業協会、高圧ガス保安協会、三陸鉄道、IGR、バス協会、トラック協会等について当該法人の意見を聴いて指定を予定。
- ③ 新型コロナウイルス等が発生した場合、所管する業務について対策を実施する責務を有する。
- ④ 業務計画を作成し、県への報告が必要。

- イ 国が発出する新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を受けての対応内容
- (2) 感染拡大防止
 - ア 法定化された不要不急の外出自粛等の要請等
 - イ 法定化された施設の使用制限の要請等
- (3) 予防接種
 - ア 法定化された特定接種の対象となりうる業種等
 - ・ 特定接種とは、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、そのような業務に従事する者に対し、住民に先んじて行われる予防接種。
 - イ 住民接種の基本的考え方（市町村が主体、接種の順位の考え方）
- (4) 新感染症
 - 行動計画の対象を新感染症に拡大

岩手県新型インフルエンザ等対策ガイドラインの改定

1 改定の経緯及び趣旨

- ・ 平成 20 年 1 月に策定した「岩手県新型インフルエンザ対策ガイドライン（レベルⅣ以降）」について、平成 21 年 2 月に改定された国のガイドラインを踏まえ、平成 22 年 10 月に改定（全面的な見直し）。
- ・ 県行動計画の策定作業と並行して、当該ガイドラインの改定を実施するもの。

2 ガイドラインの位置づけ

- (1) 新型インフルエンザの発生前・発生後に行う感染拡大防止や医療などの各種対策・対応の骨子を示すことにより、県や市町村、企業、関係機関・団体、県民等の各層の取組みを促すための指針とするもの。
- (2) 発生が懸念された場合や実際に発生した場合には、本ガイドラインがベースとなって、各層が具体的な対策・対応に当たるもの。

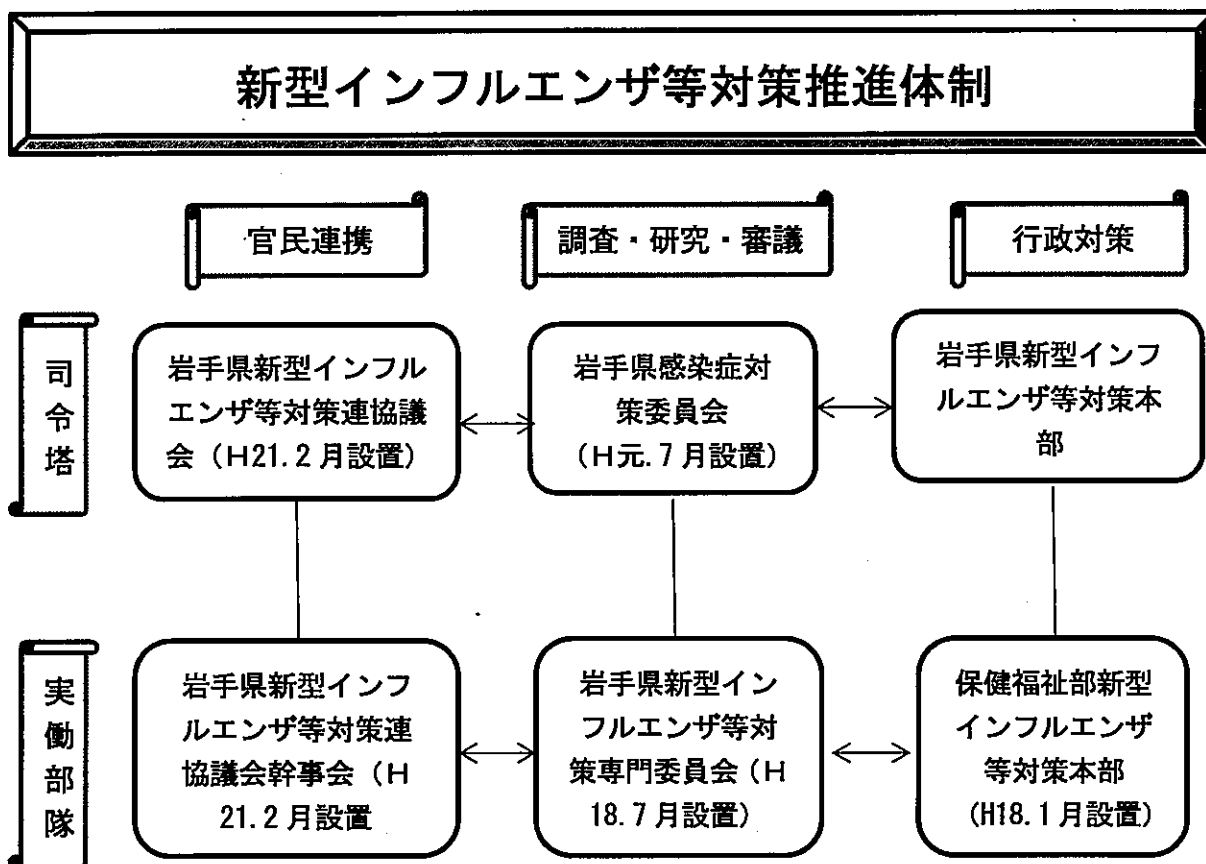
3 ガイドラインの改定の内容

(1) 2つの個別ガイドラインを追加（国の例による）

現行	改定
① 感染拡大防止に関するガイドライン	① まん延防止に関するガイドライン
② 医療体制に関するガイドライン	② 医療体制に関するガイドライン
③ 患者搬送体制に関するガイドライン	③ 患者搬送体制に関するガイドライン
④ 抗インフルエンザウイルス薬の供給及び使用に関するガイドライン	④ 抗インフルエンザウイルス薬の供給及び使用に関するガイドライン
⑤ 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン	⑤ 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
⑥ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン	⑥ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン
⑦ 情報提供・共有に関するガイドライン	⑦ 情報提供・共有に関するガイドライン
⑧ 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン	⑧ 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
	⑨ サーベイランスに関するガイドライン
	⑩ 予防接種に関するガイドライン

(2) 国ガイドラインと整合性を図る等の現行個別ガイドラインの文言整理等

【役割分担】



【今後のスケジュール】

	国	県	◎新型コロナウイルス対策連絡協議会※① ○ " " 幹事会	◎感染症対策委員会 ※② ○ 新型コロナウイルス対策専門委員会
平成 25 年				
2月13日				
3月29日				
4月13日	○ 法施行	○ 県対策本部条例公布 ○ 県対策本部条例施行 ○ 県行動計画策定準備	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制等の整備（再構築） 二次医療圏ごとに保健所を中心として地域医師会や中核的医療機関、市町村、消防等からなる対策会議を設置し協議。訓練の実施。 指定地方公共機関の指定業務計画の作成支援 市町村行動計画策定支援 適時、議会へ説明 	◎ 感染症対策委員会開催 (県行動計画の策定について説明、専門委員会で見聞聴取)
4月16日	○ 政府行動計画(案)提示	○ 県行動計画等策定作業		
4月18日	○ パブリックコメント	○ 各部署協力依頼 ・ 定例主任審査会議 ・ 本部連絡員会議		
6月7日	○ 政府行動計画の公表	○ 骨子案の策定		
6月26日	○ ガイドラインの公表	○ 中間案の策定		
平成 25 年 7 月		○ パブリックコメント		
平成 25 年 8 月			○ 連絡協議会幹事会開催 (中間案に向けての議論)	◎ 感染症対策委員会開催 ○ 専門委員会開催 ※ 2 回程度開催予定
平成 25 年 9 月				
平成 25 年 10 月				
平成 25 年 11 月			◎ 連絡協議会開催 (計画策定に向けての議論)	
平成 25 年 12 月				

※ 県行動計画を作成する場合は、当該他の地方公共団体の意見を聴かなければならない。(特措法第7条3項)
 ◎ 感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。(特措法第7条8項、第6条5項準用)

国及び地方公共団体の行動計画について【法第6～8条】

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国、地方公共団体は、行動計画を作成・公表

国

都道府県

市町村

行動計画に規定する主な事項

対策の実施に関する基本的な方針
 国が実施する措置に関する事項
 ・新型コロナウイルス等及び新型インフルエンザに
 変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生
 の状況、動向及び原因の情報収集
 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供
 ・国内初発の場合における現地对策本部による対策の総合的な推進
 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等まん延の防止に関する措置
 ・医療の提供体制の確保のための総合調整
 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

対策の総合的な推進に関する事項
 都道府県が実施する措置に関する事項
 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供
 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等まん延の防止に関する措置
 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 ・その他必要と認めるもの

対策の総合的な推進に関する事項
 市町村が実施する措置に関する事項
 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等まん延の防止に関する措置
 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 ・その他必要と認めるもの

登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項
 都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項

市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項
 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項

他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取
 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・報告

必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取
 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・報告

手続

・閣議
 ・国会報告

必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取
 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・報告

必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取
 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・報告